

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。 《要望の内容》 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和8年3月末までとなっている取得期限を5年間延長し、税制優遇の適用期間（取得した再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内）を現行より長期化すること。 また、インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ設備に投資する場合に、再エネ設備の運用方法を賃貸要件に限定しないこと。 《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 15
5	担当部局		金融庁企画市場局市場課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和4年度～令和12年度
7	創設年度及び改正経緯		・平成26年度税制改正要望において、本件税制優遇措置の創設を要望。 ・平成28年度税制改正要望において、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長（10年→20年）を要望。 ・平成29年度税制改正要望において、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。 ・令和2年度税制改正要望において、令和2年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和5年3月末までの延長を要望。 ・令和5年度税制改正要望において、令和5年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和8年3月末までの延長を要望。
8	適用又は延長期間		5年間の延長を要望する。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。

			《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略 2016(抜粋) 第2 具体的施策 Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革 2-2 活力ある金融・資本市場の実現⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(抜粋) VIII.3.地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保 (1)ワット・ビット連携の推進 (略)再生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組む。 ○投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号) (目的) 第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	〈実績評価における基本政策・施策等一覧(令和4～8年度)〉 Ⅱ-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ-1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	再エネ設備の取得期限(令和8年3月末まで)により本件税制優遇措置が実質的に日切れとなるところ、本件税制優遇措置の延長及び導管制の適用期間の長期化、適用要件の緩和により、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	上記達成目標の実現により、引き続き設備投資ニーズに対応しつつ、インフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。
10	有効性等	① 適用数	平成 28 年6月に第1号案件が上場し、令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円、個人投資家計約8万人)が上場しており、本件税制優遇措置の適用法人は5法人。また、各ファンドの資産規模合

		計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円の増加。足下において、上場している5銘柄に引き続き、上場に向けて検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件について本件税制の適用が見込まれる。																					
		【算定根拠】 —																					
	② 適用額	—																					
		【算定根拠】 —																					
	② 減収額	投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税金を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税金減は生じないと考えられる。																					
		【算定根拠】 —																					
	④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10 年→20 年)されたことを受け、平成 28 年6月に第1号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正、令和2年度税制改正及び令和5年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円)が上場しており、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。 足下では引き続き上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。 令和8年3月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置の延長及び導管制の適用期間の長期化、適用要件の緩和により足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なる同市場の持続的な成長の実現が図られる。 <table><tr><td></td><td>令和 元年度</td><td>2 年度</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>5 年度</td><td>6 年度</td></tr><tr><td>上場インフラファンド数(累計)※</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>ファンドの合計資産額(億円)</td><td>1,646</td><td>2,514</td><td>3,193</td><td>3,234</td><td>3,076</td><td>3,112</td></tr></table> ※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円)が上場している。各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。		令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	上場インフラファンド数(累計)※	6	7	7	6	5	5	ファンドの合計資産額(億円)	1,646	2,514	3,193	3,234	3,076	3,112
	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度																	
上場インフラファンド数(累計)※	6	7	7	6	5	5																	
ファンドの合計資産額(億円)	1,646	2,514	3,193	3,234	3,076	3,112																	

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	上場インフラファンド市場を通じて、足下の再エネ設備への投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しすることが重要であり、ファンドが導管的な器(ビークル)であることに適合した課税上の取扱いを措置することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 金融 02)